



平成 31 年度

千葉市地域密着型サービス事業者募集

(随時募集分) の手引き

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課

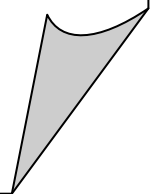
TEL : 043-245-5062

FAX : 043-245-5621

e-mail:kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp

目 次

- 1 募集の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 応募の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 事前相談期間から指定までの流れ・・・・・・・・ P 3
- 4 参考資料
 - (1) 地域密着型サービス事業の募集における平面図等の記載内容・・ P 4
 - (2) 地域密着型サービス事業所等の設計上配慮すべき事項・・・・・・・・ P 4
 - (3) サテライト事業所の開設について（定期巡回・随時対応型
訪問介護看護）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7



1 募集の概要等

(1) 募集の趣旨

千葉市高齢者保健福祉推進計画（平成30年度～平成32年度）等に基づき、本市の介護保険事業の基盤を整備する必要があることから、地域密着型サービスの整備を行う事業者を募集します。

(2) 募集するサービスの種類

- ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- イ 夜間対応型訪問介護
- ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- エ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- オ 地域密着型通所介護
- カ 看護小規模多機能型居宅介護

(3) 募集地域

千葉市全域

(4) 事業用地

- ア 自己所有地・借地を問いません。
- イ (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の事業予定地は、利用者の家族や地域との交流の機会が確保される地域にあることを条件とします。
- ウ 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法により定められる接道条件、農地、林地等の規制について、各開発関係部局と必ず確認・相談を行ってください。
- エ 施設整備に対しての千葉市からの補助金等はありません。
補助金を活用する施設整備については、公募により募集を行います。

(5) 募集の要件

- ア 事業を実施する法人（当該法人の役員等のうちに暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいない場合に限る。）であること。
- イ 「千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年千葉市条例第65号）及び「千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年千葉市条例第60号）など介護保険関係等の基準を満たしていること。
- ウ 都市計画法、建築基準法、消防法等の関連する法令等の基準も満たしていること。
- エ 介護保険法第78条の2第4項及び第6項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- オ 建設計画については、近隣住民への説明会等を必ず行い、事前に十分な理解を得ていること。
- カ 当該事業所の利用者を千葉市介護保険被保険者に限定すること。（千葉市以外の被保

険者であっても、平成27年4月1日以降に住所地特例対象施設に入所し、当該施設の所在地に住所を変更したと認められる場合は利用が可能。)

2 応募の方法

(1) 事前相談期間について

指定予定日の3か月前より、指定申請書を提出するための事前相談期間を設けます。事前相談期間中に指定申請書を完成させ、指定日の前月15日までに提出してください。事前相談は対面方式となりますので、本市にお越しいただく際には、必ず電話で日時を調整していただいたうえで、介護保険事業課にお越しください。指定申請書を提出する前に、一度は事前相談をお願いします。

(2) 提出書類

- ア 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書
- イ 付表
- ウ 添付書類等

(3) 指定申請書受付期間

毎月15日

受付時間午前9時～午後5時（時間厳守）

※15日が土・日・祝日の場合は、直前の営業日とします。

(4) 提出場所

千葉市役所本庁舎1階 介護保険事業課

(5) 提出方法

ア 事前に電話で日時を予約した上で、介護保険事業課の窓口に、直接提出してください。郵送等での提出は受けません。

イ 提出書類は、フラットファイル等を用いて、A4判左穴あけ綴りとし、各書類の間に仕切り紙をはさみ、文字表記のインデックスを付けてください。

ウ 様式は、必要に応じて拡大、縮小等の加工は可としますが、左上の「様式○」等は、必ず記載してください。

(6) 注意事項

ア 必要に応じ、追加資料を求める場合があります。

イ 指定申請書の提出に係る費用は、すべて事業者負担となります。

ウ 提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。

エ 提出書類に不備・不足があった場合は指定ができませんので、全ての添付書類について内容等を確認していただいたうえで指定申請手続きをしてください。

オ 提出に当たり、書類の修正や差し替えをお願いする場合がありますので、日程に余裕をもって提出してください。

カ 以下に例示するもののほか、関係省令、解釈通知等の内容を十分に理解、確認のうえ、応募してください。

- ・千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第65号）
- ・千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第60号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- ・厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号）
- ・厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第96号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額に算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行要領（平成27年4月1日付施行）

3 事前相談期間から指定までの流れ

指定日の3か月前～指定日の前月15日	事前相談期間（指定申請書の提出準備期間）
	指定申請書及び添付書類提出
指定申請書提出後～指定日の前月下旬	現地検査
各月1日	事業開始日、サービス提供開始

施設整備完了後、人員配置等事業の準備が整った時点で、指定申請を行ってください。現地検査を含め、前月15日以前に指定申請を受理した場合、翌月1日に指定を行います。**ただし、指定申請内容審査の結果、指定基準等を満たしていない場合は、指定しません。**

4 参考資料

(1) 地域密着型サービス事業の募集における平面図等の記載内容

ア 位置図（都市図）

方位、道路（進入路）、目標となる地物

イ 配置図

縮尺、方位、敷地境界線、道路境界線、道路名称、道路幅員、敷地内及び境界線内外の高低差、敷地内の建築物の位置、建築物と境界線までの距離、擁壁の位置、外構計画（駐車場、避難経路を含む）、設備機器（受水槽、浄化槽）の配置、汚水・排水の最終枦の位置

ウ 各階平面図

縮尺、方位、間取、各諸室の名称及び設備（消防設備を含む）、開口部の区別、併設区分図、各階の床面積、各諸室の面積（有効面積）「一覧表でも可」、家具の配置、廊下幅の寸法（有効）、バルコニー幅の寸法（有効）、手すりの設置表示

エ 立面図

縮尺、開口部の位置、屋外階段の位置、建築物の高さ、建築基準法に基づく斜線

オ その他

小規模多機能型居宅介護事業所を整備する場合、計画地の周辺戸数のわかるもの
※計画地周辺に点在する21戸以上の住宅等に色を塗った動態図又は白図

(2) 地域密着型サービス事業所の設計上配慮すべき事項

地域密着型サービス事業所の設備基準については、「千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年千葉県条例第65号）等で示されているところですが、その他以下の項目について、特に設計上ご配慮くださいますよう、よろしく申し上げます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所については、この限りではありません。

A 建築内部

1 玄関について

	項目	備考欄
①	出入口での段差がないこと。	
②	出入口の幅は 90cm 以上確保し、扉の形状は引戸であること。	
③	適切な位置に手摺りを設けること。	
④	入居者の安全性・防犯性に配慮してあること。	出入口に事務所等を配置することで、管理ができること。

2 廊下等について

	項目	備考欄
①	両側に連続した手摺りを設けること。	階段も同様の配慮をすること。
②	共用トイレ・洗面所の前面に常夜灯を設置すること。	
③	廊下幅は有効で 1.5m 以上確保すること。	中廊下の幅は有効で 1.8m 以上確保すること。

3 トイレについて

	項目	備考欄
①	ナースコールを設けること。	
②	照明はセンサー方式の点灯とすること。	
③	共用トイレの個数は、利用者数の 1/3 以上とする	
④	共用トイレの 1 以上は車イスで利用しやすい十分な空間を確保すること。	概ね 2.9 m ² 以上が好ましい。

4 洗面所について

	項目	備考欄
①	洗面器の個数は、利用者の 1/3 個以上とすること。	1 ヲ所は手すりを設けること。
②	水栓金具はセンサー方式とすること。	
③	車椅子で使用可能のものとする	

5 宿泊室について

	項目	備考欄
①	出入口は引戸とすること。	出入口の幅は 90cm 以上とすること。

②	ナースコールを設けること。	
③	宿泊室の配置は、日照、採光、換気等入所の保健衛生に十分考慮すること。	北側居室はあまり望ましくない。
④	面積については有効で 9.9 m ² 以上であること。	プライバシーの確保に配慮すること。
⑤	すべての宿泊室に収納スペース（固定式の収納設備）を設けること。	

6 居間・食堂について

	項目	備考欄
①	廊下を共有している場合は、廊下の幅員を確保して家具を配置すること。	
②	適切な位置に手摺りを設けること。	
③	キッチンは対面式であること。	
④	加熱調理機器はIH調理器であること。	

7 浴室・脱衣室

	項目	備考欄
①	適切な位置に手摺りを設けること。	
②	ナースコールを設けること。	
③	脱衣室の広さが十分であること。	椅子などの設置が望ましい。
④	浴室は、二方向介助が可能な広さを確保してあること。	有効 3.8 m ² 以上の広さが望ましい。

8 その他

	項目	備考欄
①	汚物処理室を設けること。	
②	職員休憩室を設けること。	
③	2階建以上の場合は、内階段を設けること。また、廻り階段にはしないこと。	
④	2階建以上の場合は、エレベーターを設けること。	形状は問わない。
⑤	腰部分がガラスの場合は、網入りガラス・強化ガラスで安全対策を講じること。	
⑥	間仕切りなどにカーテンは使用しないこと。	

⑦	地域交流スペースを設けること。	
---	-----------------	--

B 外部

1 避難経路

	項目	備考欄
①	有効幅が1.5m以上であること。	
②	勾配がある場合は1/12以下とすること。	
③	非常口の鍵は、非常発生時に速やかに解錠できること。	
④	災害等の緊急時のため、2方向に避難路を確保してあること。	
⑤	2階以上の場合、2以上の直通階段を設けること。	

2 駐車場

	項目	備考欄
①	従業員及び利用者家族が利用するためのものが十分に確保されていること。	

(3) サテライト事業所の開設について（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は1の事務所であることが原則ですが、事業の実施圏域が広範にわたる場合に、定期巡回サービスや随時訪問サービスについて、利用者のニーズに即応できる体制を確保し、より効率的に行うため、本体となる事務所との緊密な連携を確保した上で、定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うサテライト事業所を設置することが認められています。

なお、サテライト事業所の開設については、下記の条件を満たす必要があります。

ア サテライトの事業所数は、本体1事業所あたり2事業所までとします。

イ 設置場所は、本体事業所から概ね30分以内で駆けつけられる範囲とします。